

# 1 研究の概要

## (1) 研究の主題

高等学校における人権・同和教育校内研修の充実  
ー校内研修の見直しを通してー

## (2) 研究主題設定の趣旨

平成20年3月に文部科学省が公表した「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」（以下、[とりまとめ]）では、「人権教育は、全ての教育の基本となるものであり、各学校においては、児童生徒の発達段階に応じ、教育活動全体を通じて創意工夫してこれに取り組まなければならない」<sup>(1)</sup>とされ、「各学校において人権教育を進めるに当たっては、まず、教職員自身が人権尊重の理念を十分に認識することが肝要である」<sup>(2)</sup>と述べられています。そのために、各学校において人権教育に関わる研修の位置付けを明確化し、これに取り組むことが求められています。

佐賀県教育委員会（以下、県教委）では、平成24年12月7日付教委学第3422号「高等学校における人権・部落問題学習の指導について（通知）」及び平成25年7月5日付教委学第1766号「人権・同和教育の一層の推進について（通知）」において、人権・同和教育に係る全体計画や年間指導計画を点検・検証し、児童生徒への適切な指導や職員研修の実施等に努めることを各学校長に通知しています。この通知を受け、全日制高等学校における職員研修の年間平均実施回数（県教委調べ）は、平成23年度の2.0回から平成24年度は2.9回と増加し、平成26年度まで2.9回で維持されています。このことから、校内における人権・同和教育に関わる研修が一定回数行われていることは評価されます。一方で、その研修内容については、年1回各学校で実施されている「人権学習・進路保障ホームルーム」の事前研修や学校現場における差別発言の対応に関する短時間の研修も含んだものであることを考えると、教師や生徒の実態に応じた適切な研修がなされているかという点においては疑問を感じざるを得ない状況にあります。

佐賀県高等学校人権・同和教育研究会（以下、高同研）が毎年調査を行い公表している各学校における職員研修の内容を見ると、平成27年度においても、生徒向けの人権・同和教育に係る講演を職員研修と兼ねて実施している学校やDVD視聴で済ませている学校が散見され、研修内容に関して、学校間で大きな差があることは否めません。また、研修形態に関しても講義形式によるものが多く、教師が主体的に参加し、自分自身の思いを伝えたり、生徒の実態に即して様々な人権課題についての指導方法等を参加者同士で考えたりするような研修は少ないのが現状です。

そこで、本研究では、高等学校における人権・同和教育に関わる校内研修が、教師や生徒、学校の実態により即したものとなり、教師が主体的に参加し、生徒への指導に生かしていける研修の在り方を考えます。そして、専門研修講座や担当者研修会等の機会を通じて、校内研修の見直しを促し、各学校における人権・同和教育に関わる校内研修の充実を図っていきたいと考え、本研究主題を設定しました。

## (3) 研究の目標

教師や生徒の実態に即し、教師が主体的に参加し生徒への指導に生かしていける人権・同和教育に関わる校内研修の在り方を探り、各学校における校内研修の見直しを促すことを通じて校内研修の充実を図る。

## (4) 研究方法と内容

ア 文科省[とりまとめ]で例示されている研修プログラム等を研究し、教師や生徒の実態に即した人権・同和教育に関わる校内研修の在り方を提案する。

イ 教師が主体的に参加し、学びを深めるために、ワークショップ型での人権・同和教育に関わる校内研修の在り方を研究し、提案する。

ウ 講座や担当者研修会、学校支援等を通じて各学校における人権・同和教育に関わる校内研修の見直しを促し、抽出校における研修の実際から研究の検証・考察を行う。

## 《引用文献》

- (1) (2) 文部科学省 『人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]～指導等の在り方編～』 平成20年3月 p. 41
- (3) 文部科学省 『人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]～指導等の在り方編～』 平成20年3月 p. 5